明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令（総務一〇）　一
〔告　示〕
○家畜伝染病予防法第三十六条第一項第一号の農林水産大臣の指定するものを定める件の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件（農林水産四八〇）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　10
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、日本下水道事業団、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　吾三
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○総務省令第十号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第十五条第三項並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令を次のように定める。

令和二年三月十二日

総務大臣　高市　早苗

子ども・子育て支援臨時交付金に関する省令

（子ども・子育て支援臨時交付金の算定に用いる資料の提出）

第一条　都道府県知事は、総務大臣の定める様式によって、当該都道府県の子ども・子育て支援法（以下「法」という。）附則第十五条第三項第一号に規定する子ども・子育て支援給付に要する費用及び同項第二号に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに総務大臣に提出しなければならない。

2　市町村長及び特別区の長は、総務大臣の定める様式によって、当該市町村又は当該特別区の法附則第十五条第三項第一号に規定する子ども・子育て支援給付に要する費用及び同項第二号に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する費用に関する資料その他総務大臣の定める資料を作成し、これを総務大臣の指定する日までに都道府県知事に提出しなければならない。

（端数計算）

第二条　子ども・子育て支援臨時交付金の額を算定する場合及び子ども・子育て支援臨時交付金を交付する場合においては、特別な定めがある場合のほか、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

（各地方公共団体に交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の算定方法）

第三条　法附則第十五条第三項の規定により各都道府県に対して交付すべき子ども・子育て支援臨時交付金の額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に一・〇〇一一〇八七を乗じて得た額とする。

一　当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの第二項第一号の算式中（A＋B＋C＋D）／4の合算額

二　法附則第十五条第三項第一号の総務省令で定める施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式によって算定した額

算式

$$A+\sum_{n=1}^{6}(B_n\times 25{,}700円\times 6)-C\times 15{,}000円$$

$B_n\times 25{,}700円\times 6$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　当該都道府県の区域内の市町村ごとの第２項第２号の算式中Aの合算額

B_1　「子ども・子育て支援臨時交付金の額の算定に用いる基礎数値等について（照会）」（令和２年１月20日付総務省自治財政局交付税課長、内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「基礎数値等調査」という。）に基づいて報告された「07施設等利用給付（都道府県立）」の「施設等利用給付」の「給付対象児童数」（以下「施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）」という。）のうち「第１号認定」の「新制度未移行幼稚園」の数

B_2　施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第１号認定」の「特別支援学校」の数

B_3　施設等利用給付対象子ども数（都道府県立）のうち「第２号認定」の「新制度未移行幼稚園」の数